

第II部 東南アジア政治・社会論 第5章 文化・宗教

10. ジャワ支配層の価値意識 : プリヤイの伝統

著者	安中 章夫
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	地域研究シリーズ
シリーズ番号	6
雑誌名	東南アジア--政治・社会
ページ	243-255
発行年	1993
出版者	アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00031200

10

ジャワ支配層の価値意識

——ブリヤイの伝統——

やす なか あき お
安 中 章 夫

- I はじめに【略】
- II 支配層の伝統的価値志向
- III ブリヤイの宗教意識【略】

出典 『東南アジアの価値意識』上
高橋保編 研究参考資料247
アジア経済研究所 1976年 第5章

I はじめに【略】

II 支配層の伝統的価値志向

ジャワの支配層が継承してきた政治伝統の基本部分は、被植民地化以前の1千年余にわたる王朝国家の歴史に発している。この王朝国家の代表的な存在は14世紀後半に強大を誇ったマジャパイトであり、また15世紀末に興ったマタラム王国であろう。そして後者はオランダによる植民地統治下に、ジョクジャカルタ、ソロ、マンクネゴロ、パク・アラムの各土侯領として分割されながらも、独立革命に至るまで存続してきた。だが、現代の政治エリート

の心的態度や行動様式に依然として根深い影響を及ぼしているといわれるこの政治伝統、それはどのようなものであろうか。ここでは、王権すなわち統治権威の性質と王朝官僚の行動様式にしばって記してみたい。

1. 王権の性格

行政構造の点からみると、ジャワの歴代王朝国家はひとまず家産国家的構成体と考えてよからう⁽¹⁾。王国は王個人を中心に王宮 (kraton)、王都 (negara)、外都 (negara agung)、そして都外域 (mantja negara) といったように同心円状に広がっていた。そして歴代王朝の名称が王都のそれによって呼ばれることが示すとおり、王の実質的な統治範囲は本来外都までで、都外域は多くの場合、王権の家産制的な従属外にあったとおもわれる。もともと、外都と都外域の境界は確たるものではなく、実際の力関係しだいで伸縮した。したがって理論上は、王権が十分に強力ならば以前の都外域を外都に取り込んで、王国領は無限に拡大しうるわけである。

ところで、このような空間構成をもつ王国の支配層は王を頂点に二つの集団から構成された。王族とそれ以外の行政幹部がそれで、このうち行政幹部は王の意向しだいで任免されうる「臣僚」にすぎず、当然にその地位は原理的には世襲でない。また彼らの勤務にたいする給付は官職と不可分の職禄の形態をとり、したがって、彼らは何ら固有の権力基盤をもちえなかった。つまり、王とその行政幹部との関係は君主にたいする僕の関係であり、再び原理的にいえば、両者の間には(レーエン)封建制のごとき双務契約関係はない。もちろん、実際にはこれらの原則が貫徹されたわけではなく、特に遠隔地の行政幹部は彼ら自身が家系を誇る貴族で、名目上の臣僚にすぎない場合も多く、また王の任命する外都地方官 (bupati) も半ば自律的な権力を行使した。さらに官職の専有化も多かれ少なかれ認められる不可避の事態であった。しかしながら、このような家産政体に通有の分解傾向もジャワでは封建制的な編成には向かわず、王朝の交替も中央集権色の濃い家産政体に帰着す

るのがつねであったといえる。歴代の王朝はつねに家産官僚政体を目指したのである。これには経済的、財政的、地理的などさまざまな事由があげられようがその有力な一因はジャワにおける王権の観念、すなわち土着の権威観念にヒンドゥー的な合理化を施した「聖なる王」ないしは「王の神性」観念に求められよう。

一般的にも王制はなんらかの非日常的な権威＝カリスマを備えているのが通例だが、ジャワの場合、王権の非日常的な性格は著しく強調され、意識されてきたように思われる。いわゆるヒンドゥー・ジャワ時代において、王は現人神とされている。古ジャワの年代記によれば、たとえばアイルランガ王（11世紀）はヴィシヌ神の化身、クルタジャヤ王（13世紀）はシヴァ神の化身、またはマジャパイト王朝の創始者クルトラジャサ王はヴィシヌ神の化身で同時にシヴァ神の化身でもあった。また、王宮は神々の居所たるスメル山（須弥山）に類比され、宮廷官吏の数やその配置、さらには行政区分の設定等々、王国の理念構成にはヒンドゥー的な宇宙論に模した点が数多く認められる。

王権に付与されたカリスマ性は王位の継承にも明瞭に現われている。王制である以上、事実としては王位が王族に世襲されたのは理の当然としても、世襲という事実以上に究極的な統治正当性の証しは、“wahju”, “tjahaja nurbuwat”, “andaru”, “pulung kraton” などと呼ばれる「呪光」（の移動）を標識とする“sakti”＝呪術的な力能に求められた⁽²⁾。いいかえれば、世襲とは世襲カリスマにほかならず、この第2次的なカリスマの正当性は真のカリスマ、たとえば王朝創始者のそれに依拠しており、その分だけカリスマ性が薄いというのがジャワ人の観念であった。C・C・ベルクによれば、一王朝の王位就任者の正常な（“normal”）数は7人と観念されていたといわれ、また、クンチャラニンラートによると、ジャワの貴族称号は世代が下るごとに下位に移り、7代で消滅するという⁽³⁾。これらの指摘はともに王位＝統治正当性の究極根拠が世襲自体ではなく、“wahju”に明証される“sakti”にあることを裏付けるものであろう。そして、カリスマたる証しを最も必要とする王朝創始

者や王位篡奪者に、超自然的な出生譚が多く記録されているのも⁽⁴⁾、このことと関連している。

このような王権のカリスマ性はただにヒンドゥー・ジャワ時代に限られる事象ではない。イスラームに改宗して以後のマタラム王朝では、さすがに王の現人神性は主張されず、神アッラーの代理人になったとされるが、その実、王権のイスラーム化は表見的なものにとどまり、最高の呪力保有者という観念は根強く維持されたからである。試みにマタラム王家の家系図をみれば、一方(右伝)でイスラームの開祖ムハマッドを起点として、ジャワにイスラームをもたらしたと伝えられる布教者(wali)に連なる系譜が展開されるが、他方(左伝)では人類の始祖アダムに発してヒンドゥーの神々を経て、ジャワにおける「最初の王」からマジャパイトの王子にいたり、マタラム王家はその正嫡とされるのである⁽⁵⁾。この系統図が旧来の「王権の神聖」観念を保持しつつ、イスラーム的權威をこれに加えたものであることは説明するまでもなからう。また現代に引き継がれているHamengku Buwono (ジョクジャ侯)、Paku Buwono (ソロ侯)、Paku Alam (パク・アラム侯)といった称号を考えてもよい。これらはおのおの、「宇宙を支え固定するもの」とか「宇宙の柱」とか「世界の釘」とかを意味するが、これもヒンドゥー的な宇宙論にもとづく王権観念に由来している⁽⁶⁾。この世界像によると、大宇宙=マクロコスモスと小宇宙=ミクロコスモスは相似かつ相互依存の関係にあり、王は小宇宙(地上界、王国)の中心に位置してこれを体現し、大宇宙との調和を担う存在とされる。そして大宇宙の中心と小宇宙のそれをつなぐ基軸が宇宙全体の運行を司り、この基軸に位置する王個人から同心円状に波及する呪力=“sakti”が、地上界(王国)の安寧と繁栄を保証し、逆に王の敵には制裁力として作用するのである。ここで、すでにのべた同心円状に広がる行政圏の理念が、この宇宙論に対応していることはいままでもないであろう。

ところで、このような宇宙論に支えられた王権の観念がその限りでは、もっぱら既存秩序を聖化する傾きをもつのは当然である。したがって、統治正当性の標識である「呪光」をえたと主張する新王朝の創始者でさえも、通例カ

リスマの機能とされる秩序の革新よりも、多くの場合はあるべき「秩序」(“tata”)の回復ないしは再建に向かう。そして叛乱や篡奪——この種の事象はジャワ史に数少なくなく、「カリスマ支配」の不安定性は周知のとおりである——も、本来王権に具現されるはずの価値を守るべく、すなわち王権の名のもとに行なわれることになる。こうしてジャワにおいて幾たびかの王朝の盛衰は、むしろ「聖なる王」の観念を再確認し補強する作用をなしてきたともいえよう。また、オランダの植民地統治はともかくもマタラム王家も存続させたのみならず、それが異民族の支配であるという事実自体により、さらにはまた被治者民衆の“Ratu adil”(「正義の王」)を待望するメシア信仰もあいまって、呪術的な王権観念は根強く生き延びてきたのである⁽⁷⁾。

もとより、このような王権のカリスマ性が強調されるとしても、それは他方で王権が日常的な側面を欠いていたことを意味するものではない。いうまでもなく、それは家産君主としての側面で、ソロ侯のもつ称号“Sesepuh Agung”(「大いなる父」)が象徴するように、明白な家父長権威であった。この点に関連しては、古ジャワ支配層のヒンドゥーイズム受容が土着在来の祖先崇拜に接木された形で行なわれたことが歴代王家の廟社(“tjandi”)に判然と認めうる、というF・ワグナーの説明を参照することもできよう⁽⁸⁾。王国をあたかも自己の財産のごとくに取り扱う統治、政策の恣意性、そして「国父」として振る舞うことなど、家父長的な君主に共通する諸特性はジャワにおいても等しく見出しうるところであった。そのうえ、ヒンドゥー・ジャワ時代とイスラーム化以後とを問わず、自立的な祭司(聖職者)階層の確立がなかったために、いわゆる「楯円支配」——聖俗二権の併立——は成立せず、王が聖俗両権を一身に兼ねる結果、観念としての王権の全一性はいつそう強いものになったと考えられよう。以下ではこの伝統的観念が現代においてどのように作用しているかを例示してみたい。

(1) 統治権威の呪術的なカリスマ性についてはスカルノ前大統領が(あまりにも)典型的に示しており、ほとんど説明の必要もないくらいである。すでに1932年、ある神秘主義の導師(“guru”)は若きスカルノの頭上にwahjuをみ

たとえられ、自伝や数多いエピソードからも彼が伝導的な政治観念にひたされていたことは明白である⁽⁹⁾。たとえば外国旅行にまで呪巫(“dukun”)を伴ったこと、呪力(sekti)をもたらずと信ぜられる短剣(keris)その他の呪物にたいする嗜好、ヒンドゥー的な宇宙論の信奉者であったことなどは良く知られている⁽¹⁰⁾。もともと権威のカリスマ性に関しては追従者の信奉と自己暗示との境界は定かではないが、スカルノの場合も自己のカリスマ性を半ばは確信し、半ばは民衆が彼に投影した伝統的な王のイメージを利用していたことは識者の指摘するところである。また、カリスマ性には日常倫理の観点からは反倫理的と目される行動の可能性が含まれており、したがって統治者の反倫理的な所業がかえってそのカリスマ性を証明することにもなるが、この点でもスカルノは典型的であった。彼の女性関係にまつわる多くのスキャンダルは伝統的な統治者のイメージからは決してマイナスではなく、むしろ統治者のもつべき“sekti”——ちなみに、これに、「性力」の訳語をあてることもある——の豊富さを証明するからである。他方、反対派の人々はこの種の風聞はスカルノの側近が、スカルノの統治者としての資格が薄れていないことを示唆するために、意図して作り上げているのではないかと疑ったのであった⁽¹¹⁾。

一般にスカルノとは対照的と考えられているスハルト現大統領もまたかかる伝統的な統治権威の観念に囚われていることが知られている。スカルノと同じく彼も呪巫や導師と親交があり、スカルノとの対決の時期、スカルノの呪力に圧倒されないように絶対な呪力をもつと信ぜられているマジヤバイト王国の宰相ガジャ・マダの面を備えたと伝えられる。そして、スハルト大統領は実は前スルタンの子であるといった噂が一部に広まったが、これも新しい統治権者に対するカリスマ性の付与を意味しよう⁽¹²⁾。スルタンのカリスマ性については、セロ・スマルジャン——現スルタン、ハメンク・ブオノ九世の私設秘書で、コーネル大学で博士号取得、インドネシア大学の社会学教授——が米国のジャーナリストに語っている。「(現)スルタンは特別な人間すなわち王であるから導師の必要がない。したがってスルタンは直接、間接に自

分のクリス(呪力をもつ短剣)を通じて宇宙力能と交渉することができる。導師が瞑想や解釈しかできない場合でも⁽¹³⁾。まるで伝統的な王のイメージそのものではないか。

(2) 統治権者の所有する呪力から「恩寵」が流出し、周囲に波及するという観念はジャワ人に著しい官職選好と無関係ではあるまい。統治権者との近接の度合いが社会的威信および繁栄を保証するからである。官職選好といい、呪術的かつ家父長的な権威への依存といい、今日でも事態はさして変っていないとみてよからう。そして国土の安寧と繁栄が統治権者の呪的恩恵に依存するという考え方は、努力や計画によってではなく、何か神秘的な公式によって一挙に達せられるとするいわゆる“kuntjiism”——“kuntji”は“鍵”のこと——にも通じている。H・フィースはインドネシアの政治指導者に共通してみられる特徴のひとつに、一種のオプティミズムをあげているが⁽¹⁴⁾、これも“kuntjiism”および後述の特殊な宗教意識と密接に関連していよう。

(3) 家産制の伝統に根ざすもろもろの観念と性向も、現代に多くの事例をみだすことができる。大統領はすなわち“Bapak Negara”(“国父”)であり、スカルノにいたっては伝統的な尊称“Sesepuh Agung”(“大いなる父”)を贈られたことがある。特定人格に中心をもつワンマン統治の特徴は、とりわけスカルノ時代に著しいとしても、今日のスハルト統治に見られないわけではない。また家産制の特色である一種の「福祉国家」の神話は、“ゴトン・ロヨン”(社会協和)のイデオロギーに明白で、「家族主義的な原則に立つ経済体制」を憲法に規定していることにも認められる。インドネシアで「社会主義」理念への傾斜が一般的なのは反植民地主義によるだけではなく、伝統的な「福祉国家」観念との親和性が一因になっており、このため復古主義的な側面を伴っていることを否定できないのである。

(4) 家産制伝統との親和性は統治構造の点からも指摘しうる。いわゆるスカルノ体制時の大統領官邸への政治集中は、“大統領王政”(“Presidential monarchy”)と評されるほどの宮廷政治ぶりであったし、家産制に特徴的な寵臣制にも欠けていない。スカルノ時代の“Golongan Istana”(“官邸グルー

ブ”), スハルト統治におけるSPRI——“staf priladi” “大統領補佐官”と訳しており、実態に即しているが、語義どおりには大統領個人の(“pribadi”)スタッフで公的官職ではない——の存在がそれで、閣僚をはるかに凌ぐといわれるSPRIの強大な権力はつとに喧伝されている。

(5) この他たとえば、家産君主の王国分解や分国化への警戒心と中央集権志向は、時折提唱された連邦制を排して“単一共和国”に執着することや、いわゆる外島問題、いったんは導入した地方行政首長の公選制を廃止したことにみられる地方自治の制限、さらには議院内閣制の1950年暫定憲法から強大な大統領権限を保証する1945年憲法への移行、などの事象と親和関係にあるものと推測される。聖化された家産君主の統治権威は観念上は分割不可能であり、したがって三権分立にも国家権力の抑制均衡といった観念とは馴染まないし、このような統治権威の観念が根強く残存する限りでは、議会も単なる諮問機関をでない。スカルノ体制下の議会、そしてスハルト統治が企図した議会改造はともにリアル・ポリティックスの事由によるものではあるが、一面で伝統的な統治理念を濃厚に反映しているのである。

(6) 最後に、理念上ジャワの王朝国家においては王一人のみが「政治人」で、他は「行政官僚」たる機能を担うにすぎない。それは本質的に「行政国家」なのである。そこには、政治勢力間のたえざる対立とその調整という意味での「政治」観は成立しないし、また否定される。政党政治から指導民主制、そして今日の「新秩序」へと政党がそれも難なく無力化されてきた経過は、政党政治の実際上の成果の貧しさもあるが、行政国家的な伝統理念に一因が求められよう。

2. 家産制官僚としてのプリヤイ

ジャワにおいて伝統的な支配階層はプリヤイ (prijaji) と総称される。今日では、一般に広くホワイト・カラーに属する人々を指す場合もあるが、もともとプリヤイとは王(スルタン)に仕える平民出身の行政幹部 (pangreh pradja,

pamong pradja)を意味した。だが後に彼らの地位が上昇するにつれて、プリアイはその家族をも含めて王族 (ndara) に次ぐ上層身分を形成するに至った。しかし前にも触れたが、中央集権体制に帰着する支配構造の歴史と彼らの内面観照的な宗教意識もあずかって、プリアイは遂に封建制的な土地所有貴族に転化しえなかったのである。したがって “tumeuggung”, “ngabehi”, “rangga” などさまざまな貴族称号をもつプリアイ上層身分といえども、原則的には官職にもとづく貴族でしかない。史家の指摘するとおり、政治支配層としてのプリアイの本質は官職の保有すなわち家産制官僚たる点にあった。そしてオランダの植民地統治はこのプリアイ階層を“間接統治”の道具として使ったわけだが、これによって彼らの社会的性格が根本的に変化したとはいえないのである⁽¹⁵⁾。

いったい、オランダの植民地行政にはパターナリズムが濃厚であり、この点でジャワ土着の官僚体制に一脈通ずる要素を含んでいた。しかも「同種のものをして同種のを治めしむる」という間接統治のために、プリアイとオランダ人行政官との共生関係もほとんど19世紀末まで、オランダ側がプリアイの習律に倣い、プリアイ側がオランダ人行政官の行動様式をとり入れるようになったのは20世紀に入って以後のことであった。たとえば、19世紀末にいたってもプリアイの最高位にあるブパティ (bupati, 県知事に当る) のうち、オランダ語を習得したものはわずかに4人を数えたのみと伝えられている。こうしてプリアイは支配層の範型として近時まで存在してきたし、その行動様式や価値観はプリアイ下層の出身者が多くを占める現代の政治エリートに引き継がれていると考えられる。では、このような歴史的背景をもつプリアイ支配層に特徴的な価値志向はいかなるものであろうか。

第1に指摘されるのは、プリアイが資質上からみて「政治人」ではなく、「官僚人」であることであろう。これは本来の政治的な権力地位や社会的威信が、いっさい官職に依存してきた歴史に由来しているが、プリアイの行動様式の多くは、この「官僚人」たることに関連する。たとえば強い官公職選好と公権威崇拜の心情、既存秩序の維持志向、官尊民卑の傾き、統治権力か

ら独立的な社会勢力にたいする不信の念などは、プリアイにとってほとんど本能的な性向といえる。

うえと関連して第2に、彼らの政治志向は古くは「賢者の権利」⁽¹⁶⁾、新しくは“the right man in the right place”⁽¹⁷⁾と表現される一種の有司専制といった傾きをもち、国家の理想的なモデルは家族ないしは村落共同体に求められることが多い(家族主義的国家観)⁽¹⁸⁾。反面、西欧的な個人主義や自由主義は排斥され、このためそのデモクラシー理解は特異なものになっている。たとえば、事実において不平等な人間に同一の権利を与えるのは実質的な衡平を欠くとか、すべての人間に同一の権利を与えることは無秩序をもたらし強者の権利に導く、とかの批判は植民地時代にあるが、独立後でもパモン・プラジャの政党と評されたPIR (Persatuan Indonesia Raja) 系の人々は同様の考え方を表明している。もちろん彼らもデモクラシーの諸制度に反対を表明するわけではない。しかし、民衆は自分自身の利益を知らないから投票のみではその利益を守れず、子にたいする父のごとき指導が必要であるとか、“人民による”よりも“人民のための”を強調するとかの論調は明白である。そしてこのようなデモクラシーに対するアンビバレンツは、決してPIRに限られるものでなく、公的に表明されることはないが、多くのジャワ系エリートが多少とも共有するものなのである⁽¹⁹⁾。

第3に、同じく「官僚人」性に根ざす志向として、経済政策における国家の役割の強調をあげることができる。国营や国家統制が主張される反面、資本主義・私企業体制は少なくとも理念上は排撃されるのである。このような志向は確かに一部分は西欧の社会主義思想を受容した結果であろう。だが、一半はプリアイの「官僚人」性および伝統的な国家観・社会観に発していると考えられる。

第4に、伝統的にプリアイは商行為も品位もない、“庶民”(wong tjiliq)の活動領域とみなしてきた。このことは彼らの上流人士たる審美意識からも説明できるが、同時に「官僚人」の倫理である“清廉”(“pamrih”)と関係がある。ジャワ官僚のモットーは“sepi ing pamrih, ramé ing gawé”すなわち

“私心なく、精勤すること”で、すでにたてまえと化してはいるが、今日でもしばしば言及されている。もちろん商行為の忌避は、富自体の排斥ではない。ただ、プライイ的観念からすれば、富は政治的威信をもたらさないが、官職は富を随伴するのであり、この観念はジャワの史実に合致しているように思われる。

第5に、プライイの「官僚人」性はすでにたびたび説明したごとく、家産制官僚の伝統によっている。そこでこの側面から行政吏としてのプライイの志向もあげておく必要がある。家産制においては官職地位は君主個人の恩恵に依存するという観念が強い。このため職務は没主観的ではありえず、君主ないしは上級権威に対する僕の私的な奉仕といった色彩をおび、何よりも人的な恭順が官職保持の要件になる。ジャワ人が大宗を占める共和国の官僚機構で、この種の行動様式が顕著であることについては多くの証言がある。

“asal bapak senang”——ここでbapakは上司、上級権威者を指す。すなわち“bapakが（それを）好むならば”あるいは“bapakのお気に召しさえすれば”——が合言葉になるゆえんである。

第6に、家産制官僚は上級権威には隷属するが、被支配層にたいしては身分的な優位感をもってのぞむのが通例で、その際、彼らはその地位を私的な権利でもであるかのように行使することが多く、この点で公私の境界は曖昧であった。プライイおよびその系譜を引く今日の行政官僚も、この例外ではない。いわゆる“公私混同”に類する事象は日常的にみられるし、権限の私的な行使も少なくない。法制上は汚職に該当する行為が広汎に存在し、しかもよほどのことがない限り黙認され“許容”されてきたのは、官吏の給与水準の低さもさることながら、やはり家産制の伝統と結びつけなければ理解できないであろう。もっとも、権限の私的な行使、いかえれば行政規則の恣意的な適用は必ずしも“汚職”に通ずるものではなく、法制上のでない実質的な公正を目的とする場合もあることは附言しておかねばなるまい。だが、この恣意性は結局のところ、家産君主的な統治権威の恣意性を反映しているのである。

最後に、これまでは全てプリアイの「官僚人」性に関連してその特徴をあげてきたが、実はプリアイのプリアイたるゆえんはただに「官僚人」という点にあるわけではない。プリアイの原型は古典ジャワの王朝官僚であり、この王朝文化と不可分な特殊審美的かつ宗教的な要素こそは、プリアイの文化特性になってきた。この意味で、プリアイの価値志向をたとえ概略にもせよ明らかにするには、その支配層としての特質とともに彼らの特殊文化的な志向を探る必要がある。次節でプリアイの宗教意識をとりあげるのはこのために他ならない。

III プリアイの宗教意識【略】

〔注〕 _____

- (1) B. Schrieke, *Indonesian Sociological Studies*, II, The Hague, 1955.
S. Moertono, *State and Statecraft in Old Java*, Cornell Modern Indonesia Project Monograph Series, Ithaca, 1968.
M・ウェーバー, 世良晃志郎訳『支配の社会学』I, II.
- (2) B. Schrieke, *op. cit.*, p. 7, S. Moertono, *op. cit.*, Soepomo Surjohudoyo, "Tugas Penulis Babad," *Laporan Kongres Ilmu Pengetahuan Nasional Kedua*, Djilid 6, MIPI, 1965, p. 23以下。この呪光は村長 (Lurah) についていわれることさえある。C. Geertz, *The Religion of Java*, 1960, p. 26.
- (3) C.C. Berg, "Javanese Historiography," D.G.E. Hall ed., *Historians of South East Asia*, 1961, p. 22. R.M. Koentjaraningrat, *A Preliminary Description of the Javanese Kinship System*, 1957, p. 24.
- (4) S. Surjohudoyo, *op. cit.*
- (5) S. Moertono, *op. cit.*
- (6) R. Heine-Geldren, "Conceptions of State and Kingship in Southeast Asia," *The Far Eastern Quarterly*, Vol. II, No. 1, Nov. 1942.
- (7) 独立直前のBPKI(独立準備調査会)で独立インドネシアの国制が論議された際、土侯国の代表は王制を主張したが、投票で共和制55票、王制6票、無効票(共和制派)3票の大差で敗れた。だが、ともかくも王制を論ずることができたのである。
- (8) F.A. Wagner, *Indonesia*, "Art of the World" Series, Vol. II, 1959.

- (9) W. A. Hanna, *The Magical-Mystical Syndrome in the Indonesian Mentality*, American University Field Staff Report Series, South East Asia Series, Vol. XV, No. 5-No.9, Nov. 1967-Dec. 1967.
- (10) たとえば1954年の独立記念日大統領演説は“Berirama dengan Kodrat” “宇宙運行に調律して”と題されている。
- (11) B. R. OG Anderson, “The Idea of Power in Javanese Culture,” C. Holt ed., *Culture and Politics in Indonesia*, 1972.
- (12) W. A. Hanna, *op. cit.* スハルトのジャワ性についてはP. Polomka, *Indonesia since Sukarno*, 1971, pp. 152-154, 202.
- (13) R. Shaplen, *Time out of Hand*, 1969, p. 38.
- (14) H. Feith & L. Castle, ed., *Indonesian Political Thinking 1945-65*, 1970, p. 20.
- (15) 植民統治下におけるジャワ支配層の地位の変遷についてはB. Schrieke, *op. cit.*, I, pp. 169-221, およびL. H. Palmier, “The Javanese Nobility under the Dutch,” *Comparative Studies in Society and History*, Vol. II, No. 2, Jan. 1960. D. H. Burger, “De Structuarverandering in de Javanese Samenleving,” III, De Bovendorpse Sfeer, *INDONESIE*, 3 Jg. No. 1-2.
- (16) R. M. S. Soerikoesoemo, “The Right of the Wise 1920,” H. Feith & L. Castle, *op. cit.*, pp. 183-188.
- (17) 後述PIRの政治主張のひとつ。
- (18) H. Feith & L. Castle, *op. cit.*, V: Javanese Traditionalism中のSoepomoその他の論文。
- (19) PIRの政治主張については, G. McT. Kahin, *Nationalism and Revolution in Indonesia*, 1952, p. 352. Kementerian Penerangan, R. I., *Kopartaian di Indonesia*, 1951, pp. 131-149.

(安中章夫／執筆時：アジア経済研究所調査研究部, 現：地域研究部研究主幹)